



日田市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監 査 対 象 : 大山振興局
措置の内容 : 別紙のとおり

令和7年6月30日

日田市監査委員	小ケ内 聡行
同	梶原 信幸

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
【大山振興局】 〇つり銭等現金の出納保管について 出納員が収納金を収納する場合、つり銭の取り扱いについては、日田市会計規則第 33 条の 6 に、また、現金の出納保管については、同規則第 111 条に規定されている。 大山振興局の現地監査を実施したところ、会計管理者から交付を受けたつり銭資金と、現地監査時のつり銭資金残高確認額が不一致となっていた。 今後は、毎日の業務として現金の受払の都度、収支日計表（現金出納簿兼用）に記載し、その出納を明らかにするとともに、つり銭資金は、常に正確に把握し、金庫等で保管するよう適切な管理を行われたい。	【大山振興局】 ご指摘のありました、つり銭資金残高確認額の不一致につきましては、つり銭資金 30,000 円に対して、現地監査時のつり銭資金残高確認額が 30,100 円と 100 円の相違があったものです。 相違が生じた原因といたしましては、監査前日に、職員が両替を必要として、私金の 1,000 円紙幣とレジスター内の 100 円硬貨の両替を行った際、100 円硬貨を 9 枚しか両替していなかった事、さらに、監査前日は、窓口業務での金銭の出入が無かったため、終業時のつり銭資金残高確認を怠った事が原因でした。 今後の対応といたしましては、終業時におけるつり銭資金の確認を含め、金銭の收受の際は、必ず 2 名以上の職員で、確認を行う事とします。 また、終業時の確認後は、「つり銭残高確認表」に残高と金種を記載したうえで、現金を金庫に収納する様に体制を改め、確実な事務の執行を徹底してまいります。